

(仮称) 藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

本要領は、国からの指針を基に藤沢市において策定する藤沢市子ども・若者共育計画を補完するために別途策定する次期の（仮称）藤沢市こどもの居場所づくり推進計画に関する支援を実施する事業者の候補を「公募型プロポーザル方式」により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、上記の計画の次期計画策定支援を行うものであり、こどもの意見を聴取することや民間事業者にこどもの居場所に関する聞き取り、整理を実施し、計画に反映していく必要があり、昨今の子育て世帯の現状と課題、こども政策を巡る国の動向、藤沢市の特性など、広い視野と専門的見地からの適切な検討が必要になると考えます。

以上のような本業務に求められる水準を踏まえ、本業務を担う事業者には、専門性に基づく企画提案力があり、ノウハウに基づく確実な調査分析の実施が見込める者を選定する必要があることから、価格のみで決定する入札ではなく、公募型のプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するものとします。

3 業務の概要

- (1) 業務名称：（仮称）藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務
- (2) 委託期間：契約締結の日（2025年（令和7年）4月中旬を予定）から2026年（令和8年）3月31日まで
- (3) 業務内容：別紙「（仮称）藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 提案上限額：6,028,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、実施については、令和7年度予算案が藤沢市議会において議決されることが条件となります。
- (5) 支払条件：業務完了後の支払い
- (6) 事務局：〒251-8601
藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所本庁舎3階

子ども青少年部青少年課
電話 0466-50-8251
FAX 0466-50-8434
E-mail fj-seisho@city.fujisawa.lg.jp

4 提案者に要求される資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

- (1) 国、又は地方公共団体（当市も含む。）が平成27年度以降に発注した子ども・若者に関わる法定計画策定又は法定計画策定支援業務を元請けとして履行した実績（履行中である場合は、公募開始時において、6か月以上経過していないものは除く。）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告をした日以後において、藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者並びに指名停止の措置要件と同等の措置を国や地方公共団体等から受けていないこと。
- (5) 募集開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法にあつては厚生手続き開始の決定、民事再生法にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除くものとします。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等と関係がないこと。

5 スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとします。なお、プレゼンテーション実施日程等の日程が都合により変更となる場合は、事務局から参加申込者に連絡をします。

内 容	期 間
公募開始	2025年（令和7年）2月18日（火）
参加表明書の締切り	2025年（令和7年）3月5日（水）午後5時まで

質問の提出期間	2025年（令和7年）3月5日（水）午後5時まで
質問に対する回答	2025年（令和7年）3月7日（金）
提案書等の提出期間	2025年（令和7年）3月18日（火）午後5時まで
プレゼンテーション	2025年（令和7年）3月26日（水）を予定
選考結果の通知	2025年（令和7年）3月31日（月）

6 実施要領等の公表・配布

2025年（令和7年）2月18日（火）から藤沢市ホームページにて公表し、ダウンロードにて配布します。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「4 提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり参加表明書等を正本1部、副本1部ずつを事務局まで持参、または郵送にて提出してください。

※正本と副本は同じ内容となるように作成してください。ただし、原本があるものについては、副本に写しを添付することが可能です。（下記ウ及びカ）

※持参の場合は事前に事務局へ電話連絡し、日程調整をしてください。

※郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付してください。

※データ提出は不要です。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）2月18日（火）から同年3月5日（水）まで（土・日を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 会社概要（様式任意）

会社の沿革や組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるものを任意の書式で作成してください。会社のパンフレット等で代えることもできます。

ウ 法人の登記簿謄本

法人の参加表明書提出日前3か月以内に取得した原本1部を正本に、写し1部を副本に添付してください。

エ 事業実績調書（第2号様式）

国、又は地方公共団体（当市も含む。）が平成27年度以降に発注し

た子ども・若者に関わる法定計画策定又は法定計画策定支援業務を元請けとして履行した実績（履行中である場合は、公募開始時において、6か月以上経過していないものは除く。）を記載すること。

オ 直近1年度分の決算報告書（様式任意）の写し

カ 納税証明書（法人税、法人事業税、消費税・地方消費税、固定資産税（該当する場合のみ））

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。原本、写しどちらでも可。なお、未納がないことの証明でも可能です。

キ 誓約書（第3号様式）

（2）参加の辞退

参加表明書等提出後に辞退する場合は、「辞退届（第4号様式）」を青少年課へ直接持参又は郵送してください。

8 質問書の受付及び回答（参加表明者のみ）

7の参加表明書等の提出を行った事業者で、本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書を次のとおり提出してください。

（1）質問

ア 受付期間

参加表明書等を当市が受領した日から2025年（令和7年）3月5日（水）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（第5号様式）を事務局へ電子メールでお送りください。メールタイトルを「公募型プロポーザル質問書」とし、電子メール送信後は、事務局へ電話で連絡をしてください。

（2）質問への回答

質問に対する回答は、2025年（令和7年）3月7日（金）までに参加表明者全員に対し参加表明書に記載されたメールアドレス宛に送信するとともに、藤沢市ホームページ上で公開します。

9 企画提案書等の提出

7の参加表明書等の提出を行った事業者は、次のとおり、企画提案書等を提出してください。

（1）受付期間

2025年（令和7年）3月6日（木）から同年3月18日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

紙ベースについては、青少年課へ直接持参又は郵送してください。

電子データについては電子メールでお送りください。

※持参の場合は事前に事務局へ電話連絡し、日程調整をしてください。

※郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付してください。

※電子メールについては、不着防止のため、送信した後（土曜日および日曜日の場合は翌開庁日）、事務局へ電話連絡してください。

(3) 提出書類

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| ア | 第6号様式 | 取組方針 |
| イ | 第7号様式の1 | 配置予定職員の実績調書（責任者） |
| ウ | 第7号様式の2 | 配置予定職員の実績調書（主任担当者） |
| エ | 第7号様式の3 | 配置予定職員の実績調書（担当者） |
| オ | 第8号様式 | 提案内容調書 |
| カ | 第9号様式 | 見積書（内訳書（様式任意）を添付すること） |
| キ | 様式任意 | 作業工程スケジュール |

(4) 提出部数

- ・紙ベース正本1部、写し2部（サイズはA4とし、ファイル等に綴じてください。）を提出してください。
- ・電子データ（PDF化したものをメールに添付をして提出してください。）

(5) 留意事項

- ア 提案上限額を超えた提案は失格とし、選考のための審査はしません。
- イ 提案書受付締切後の書類の差し替え又は追加提出は認めません。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 参加表明書等の提出を行った事業者であっても、受付期間内に企画提案書等が提出されない場合は辞退したものとみなします。
- オ 企画提案書を提出した事業者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、別紙「（仮称）藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル評価基準表」の評価項目のうち、実績と見積価格にて事前審査を行い、参加事業者を最大5社として限定する場合があります。

10 プレゼンテーションの実施

9の企画提案書等を提出した事業者については、次のとおり、プレゼンテ

ーションを行っていただきます。

(1) プレゼンテーション実施日時及び場所

2025年(令和7年)3月26日(水)に予定しています。実施時間及び場所については、企画提案書等を提出した事業者に後日通知します。

(2) 時間配分

企画提案書を提出した事業者ごとに30分程度(提案20分質疑10分)。なお、応募状況等により時間に変更となる場合があります。

(3) 資料・機器等

ア 事前に受け付けた企画提案書等に沿って内容を説明してください。

イ プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めません。

ウ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、企画提案書を提出した事業者が用意してください。なお、プロジェクターとスクリーンは当市で用意します。

エ スクリーンに投影するものは、企画提案書の内容に限り、それ以外の内容は投影しないでください。

(4) 出席者

プレゼンテーションには、本業務に従事する予定の者のうち、第7号様式の1~2、配置予定職員の実績調書に記載された責任者、主任担当者としている者から最低1人以上出席するものとし、出席者数は3人以内とします。

1.1 選考方法

(1) 評価項目

参加表明書等及び企画提案書等の内容並びにプレゼンテーションの内容により、別紙「(仮称)藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル評価基準表」に基づき評価します。

(2) 評価方式

加算方式による総合評価によって審査を行います。評価は、(仮称)藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選考委員会が行います。

(3) 選考方法

各事業者について、提出された書類一式及びプレゼンテーションの内容を対象として、選考委員会による評価を行い、評価点が最も高い事業者を優先交渉事業者とします。なお、評価点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者、評価点が3番目に高い事業者を第3位優先交渉事業者とし

ます。

プレゼンテーション選考の評価点において、最も評価点が高い事業者の合計評価点と同じ場合については、同点事業者の見積金額が低い順に、より上位の優先交渉事業者とします。なおも同点の場合は、委員長が決定します。

また、提案者が1者であった場合には、選考委員会の委員の過半数が1点と評価する項目が1項目以上ある場合を除き、当該提案者を優先交渉権者とします。ただし、（仮称）藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選考委員会にて認めた場合はその場合でも優先交渉権者とします。

（4）事業者選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションを行った全事業者に対し、プロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレス宛に送信するとともに、書面にて郵送で通知します。

また、全提案者の事業者名を伏せた合計点のみ及び優先交渉権者名について、藤沢市のホームページで公表します。

なお、評価点数の内訳や評価理由など選考結果の詳細についての個別の問合せにはお答えできません。

1.2 契約の締結について

優先交渉事業者との協議が整い次第、仕様を調整のうえ、速やかに随意契約を行います。

ただし、優先交渉事業者が、契約を辞退した場合又は参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて新たな優先交渉事業者とします。

1.3 その他

（1）失格

以下の事項に該当する場合は、失格とします。

ア 本プロポーザルの期間中に、「4 提案者に要求される資格要件」で規定する応募資格を失った場合

イ 「3-（4）提案上限額」で規定する上限額を超えて提案を行った場合

ウ 提出物に虚偽の内容が記載されている場合

- エ 著しく信義に反する行為を起こした場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ プレゼンテーションに不参加の場合

(2) 全体留意事項

- ア 本プロポーザルに関する経費は、すべて事業者の負担とします。
- イ 業務の実施に当たっては、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできません。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ウ 本プロポーザルに参加する者は、優先交渉事業者決定後において、選定及びこの実施要領等の内容について、不明錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- エ 提出物の提出方法、提出期限等が守られなかった場合は受け付けません。
- オ 提出後の提出書類の差し替えは認めません。
- カ 提出書類は返却しません。
- キ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、藤沢市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。

以 上

(以下余白)